

エコプラザ西東京を一般利用される皆様へ

- 1 **利用の対象者** 市内の団体および市内に在住、在勤、在学する方
- 2 **利用対象施設** 多目的スペース、講座室1、講座室2…いずれも有料施設です。
- 3 **利用時間区分** ①午前（午前9時～正午） ②午後（午後1時～5時）
③夜間（午後5時30分～9時30分）
④全日（午前9時～午後9時30分）
- 4 **利用回数** 月5回《展示発表会等で連日利用の場合、要相談》
- 5 **利用申請期間** 利用する日の2ヶ月前の月の初日から前日まで
- 6 **利用の制限** 次のような利用はできません。
 物品販売行為、有料講習会等、営利目的での利用
 団体、個人等の私益につながる利用
 楽器等の使用及び合唱等で、一定の音量が発生する利用
 武道、球技等設備上不可能な利用
 社交ダンス等、施設を損傷するおそれがある利用（ヒールカバーを付けての利用も不可）
 飲酒・喫煙を伴う利用
 ※この他、利用目的・内容によっては、利用をお断りする場合があります。
- 7 **登録・利用手続き**
 施設利用の申込みには登録が必要です。エコプラザ西東京受付に、①エコプラザ西東京一般利用登録申請書、②利用者登録届書、③団体名簿（団体の場合）を提出していただきます。④本人確認書類（保険証、運転免許証、パスポートなど）、⑤市の他の施設の「登録証」もご持参ください。
※複数人で利用する場合は、個人ではなく団体登録で登録をお願いします。
※団体登録要件：会員数が5人以上（会員は小学生以上）で、代表者または責任者が明確で市内在住・在勤・在学の方（未成年者除く）。
 通常1週間程度で登録証を発行します。登録証記載の登録番号とご指定のパスワードで公共施設予約システムを使い、仮予約手続きを行います。
 利用日前日までにエコプラザ西東京受付窓口で「利用承認書発行依頼兼請求書」を記入後、本人確認書類を提示し、利用料を入金します。「施設利用承認書」を受け取り、利用手続きが完了します。
 登録証の有効期限は登録証の交付のあった日の属する年度の末日までとなり、更新する場合は手続きが必要になります（年度末に通知します）。
- 8 **その他注意事項**
 利用当日は、利用承認書をご持参ください。
 利用7日前を過ぎてのキャンセルについては、利用料金を還付することができません。
 部屋の貸出以外に備品を使用するときは、別途備品利用の申請を行ってください。
 使用後は、代表者（責任者）が備品の紛失や破損等ないかご確認いただき、窓口に施設使用報告書を提出してください。
 利用時間は、**申込区分時間内において準備、片付けを含んでいます**ので、現状復帰後、時間内に退出されるようお願いいたします。
 利用時間の超過については、施設の管理上支障がない場合に限り1時間以内とし、超過料金は各利用区分の1時間分となります（17:00以降は30分の超過のみ、21:30以降は超過できません）。
 発生したゴミについては、利用者が責任をもってお持ち帰りください。
 空調については、室温が冷房28℃、暖房20℃になるよう、環境保全活動にご協力ください。
 その他、上記以外については、エコプラザ西東京条例、エコプラザ西東京条例施行規則及びエコプラザ西東京一般利用に関する要綱に基づきます。



（例）サークル内の会費徴収、講師への謝金支払い等は営利には当たらない。ただし有料で一般の方を対象として生徒募集を行う講座等の場合は営利に相当します。

